

第9期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

当社の新株予約権等に関する事項
連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表
株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

当社の新株予約権等に関する事項

1 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第13回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 3,895株 (3) 新株予約権の行使期間 2016年12月7日から2046年12月6日まで (4) 権利行使価額（1株当たり） 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社、株式会社常陽銀行又は株式会社足利銀行の取締役のいずれかの地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができるものとする。	1名
	(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第15回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 3,733株 (3) 新株予約権の行使期間 2017年8月10日から2047年8月9日まで (4) 権利行使価額（1株当たり） 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社、株式会社常陽銀行又は株式会社足利銀行の取締役のいずれかの地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができるものとする。	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第17回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 11,735株 (3) 新株予約権の行使期間 2018年8月15日から2048年8月14日まで (4) 権利行使価額（1株当たり） 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社、株式会社常陽銀行又は株式会社足利銀行の取締役のいずれかの地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができるものとする。	2名
	(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第19回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 28,152株 (3) 新株予約権の行使期間 2019年8月21日から2049年8月20日まで (4) 権利行使価額（1株当たり） 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社、株式会社常陽銀行又は株式会社足利銀行の取締役のいずれかの地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができるものとする。	3名
取締役（監査等委員を除く社外取締役）	—	—
取締役（監査等委員）	—	—

2 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

3 その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

第9期連結株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	117,495	98,980	654,319	△316	870,478
当期変動額					
剰余金の配当			△13,094		△13,094
親会社株主に帰属する 当期純利益			58,228		58,228
自己株式の取得				△20,001	△20,001
自己株式の処分		2		123	125
自己株式の消却		△18,596		18,596	－
土地再評価差額金の取崩			212		212
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	△18,593	45,346	△1,281	25,470
当期末残高	117,495	80,386	699,665	△1,598	895,949

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	77,279	4,980	11,895	24,690	118,845	43	32	989,399
当期変動額								
剰余金の配当								△13,094
親会社株主に帰属する 当期純利益								58,228
自己株式の取得								△20,001
自己株式の処分								125
自己株式の消却								
土地再評価差額金の取崩								212
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△68,772	23,531	△441	△3,170	△48,852	△5	0	△48,857
当期変動額合計	△68,772	23,531	△441	△3,170	△48,852	△5	0	△23,386
当期末残高	8,507	28,511	11,454	21,519	69,993	37	32	966,012

■ 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 16社

主要な会社名

株式会社常陽銀行

株式会社足利銀行

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 11社

主要な会社名

めぶき地域創生投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

- (3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社と
しなかった当該他の会社等の名称

株式会社常陸屋本舗

株式会社三國工業所

ミライへHD株式会社

株式会社黒羽チップ

株式会社鈴屋

(子会社としなかった理由)

投資事業等を営む非連結子会社が、投資育成等を図ることを目的に出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社

- (2) 持分法適用の関連法人等 0社

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 11社

主要な会社名

めぶき地域創生投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連法人等 5社

主要な会社名

令和元年台風及び新型コロナウイルス等被害東日本広域復興支援投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 負ののれんの償却に関する事項

2010年3月31日以前に発生した負ののれんは、20年間の定額法により償却を行っております。

会計方針に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 3年～20年

その他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

（会計上の見積りの変更に関する注記）

（耐用年数の変更）

当社の子会社である株式会社常陽銀行の有形固定資産は、従来、耐用年数を3年～50年として定額法により償却してきましたが、2024年7月に新本店ビルの建設及び本店、事務センター、研修センター（以下、「現本店等」という。）の移転集約に関する基本計画を決定したことに伴い、現本店等にかかる有形固定資産の耐用年数を移転予定までの期間に短縮しております。

この結果、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ286百万円減少しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び銀行業を営む連結子会社並びにその他の連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間の予想損失額を、また、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、将来見込みに応じて、より実態を反映する算定期間に基づいて算定するなどの修正を加えた予想損失率によって算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は33,930百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 投資損失引当金の計上基準

銀行業を営む一部の連結子会社の投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

当社及び一部の連結される子会社及び子法人等の役員賞与引当金は、役員（執行役員を含む）への賞与の支払いに備えるため、役員（執行役員を含む）に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

一部の連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

10. 偶発損失引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、過去の代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。

11. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

12. 利息返還損失引当金の計上基準

一部の連結される子会社及び子法人等の利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

13. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金2百万円であり、証券事故による損失に備えるため、証券連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

14. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

15. 繰延資産の処理方法

当社の株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。

16. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

銀行業を営む連結子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

当社及びその他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

17. ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

貸主側において、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

18. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 株価変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む一部の連結子会社のその他有価証券のうち、保有する株式の相場変動リスクをヘッジするため、株式先渡取引をヘッジ手段として個別ヘッジを行っており、ヘッジの有効性評価については、ヘッジ対象の時価変動等とヘッジ手段の時価変動等との相関関係を検証する方法により行っております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

なお、銀行業を営む連結子会社の一部の資産・負債については、個別ヘッジとして繰延ヘッジあるいは、金利スワップの特例処理を行っております。

19. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

20. グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結される子会社は、当社を通算親法人として、グループ通算制度を適用しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

当社グループの連結貸借対照表に占める銀行業を営む連結子会社の貸出金等の割合は相対的に高く、貸倒引当金の計上が経営成績や財政状態に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

(1) 連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金計上額 73,551百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

「会計方針に関する事項5. 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおり、貸出金及び貸出金に準ずる債権の貸倒れに備えるため、予め定めている資産査定基準に基づき債務者区分（正常先、要注意先（除く要管理先）、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先の6つの区分）を決定しております。また、債務者区分の決定にあたり、債務者の営業施策、生産性の向上や経費削減策、親会社等による資金支援や資産圧縮による資金繰りにより影響を受けると見込まれる債務者の業績変化の見通し等を反映させております。上記により決定した債務者の区分に応じて貸倒実績率を踏まえた予想損失額等を見積ることにより、信用リスクに応じた貸倒引当金の見積りを行っております。

②主要な仮定

債務者区分は、取引先の過去の財務情報や返済履歴、将来の見込情報、その他の定性情報等の各種情報を総合的に検討し決定を行っております。このうち将来の見込み情報については、債務者の営業施策が実現することにより売上高が増加または維持されること、生産性の向上や経費削減策により費用が減少または維持されること、または親会社等による資金支援や資産の圧縮などにより資金繰りが維持されること等に対する実現可能性に対し、一定の仮定を置いて評価しております。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

貸出先の債務者区分の決定に用いた仮定は不確実であり、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、損失額が増減し、連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	13,409百万円
危険債権額	137,976百万円
三月以上延滞債権額	145百万円
貸出条件緩和債権額	27,385百万円
合計額	178,916百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,757百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,923,901百万円
貸出金	1,067,204百万円

担保資産に対応する債務

預金	54,936百万円
売現先勘定	151,947百万円
債券貸借取引受入担保金	231,521百万円
借入金	1,850,490百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券72,567百万円を差し入れております。

また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金116,672百万円、金融商品等差入担保金20,190百万円、公金事務等取扱担保金3,786百万円、保証金・敷金1,307百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,845,508百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,795,866百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも銀行業を営む連結子会社並びにその他の連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、銀行業を営む連結子会社並びにその他の連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、銀行業を営む一部の連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格計算の方法に基づいて、1画地毎に、財産評価基本通達を基準に奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正等を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 19,962百万円

6. 有形固定資産の減価償却累計額 123,972百万円

7. 有形固定資産の圧縮記帳額 9,641百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は142,231百万円であります。

9. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託3,226百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却7,235百万円、株式等売却損4,530百万円を含んでおります。

2. 「減損損失」は、店舗統廃合等を決定し投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、主に栃木・茨城両県内にある遊休資産等について計上しております。

上記減損損失の固定資産の種類ごとの内訳は、土地475百万円、建物375百万円、動産22百万円であります。

当社及び銀行業を営む連結子会社並びにその他の連結される子会社及び子法人等の稼働資産については、営業用店舗等を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。遊休資産等については、各々独立した単位として取扱っております。また、本部、事務センター、寮、社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。

回収可能価額の算定は、主として正味売却価額によっており、不動産鑑定評価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,017,055	—	30,000	987,055	(注1)
合 計	1,017,055	—	30,000	987,055	
自己株式					
普通株式	852	31,943	30,218	2,578	(注2)
合 計	852	31,943	30,218	2,578	

(注1) 発行済株式数の減少は会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却であります。

(注2) 自己株式数の増加及び減少は次のとおりです。

自己株式の買付による増加31,941千株、単元未満株の買取請求による増加2千株。

単元未満株の買増請求による減少0千株、譲渡制限付株式としての自己株式の処分による減少197千株、ストック・オプションの権利行使による減少20千株、自己株式消却による減少30,000千株。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結 会計年 度期首	当連結 会計年 度増加	当連結 会計年 度減少	当連結 会計年 度末		
当社	ストック・オプションとしての 新株予約権		—				37	
	合計		—				37	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年5月10日 取締役会	普通株式	6,097百万円	6.0円	2024年3月31日	2024年6月4日
2024年11月11日 取締役会	普通株式	6,997百万円	7.0円	2024年9月30日	2024年12月3日
合計		13,094百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月12日 取締役会	普通株式	8,860百万円	利益 剰余金	9.0円	2025年3月31日	2025年6月3日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務などの金融サービスを提供しております。

当社グループの中核業務である銀行業を営む連結子会社は、銀行業務の基本である預金による調達に加え、流動性確保の観点から短期金融市場よりコールマネー等による資金調達を行い、事業性融資及び住宅ローンを中心とした貸出金による運用、債券を中心とした有価証券運用及び短期金融市場での資金運用を行っております。

このように、主として金利変動の影響を受ける金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当社グループでは、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として銀行業を営む連結子会社の国内の法人及び個人に対する貸出金であり、貸出金は、金利の変動リスクのほか、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスク等を有しております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、売買目的、満期保有目的、その他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク等を有しております。

当社グループの主な金融負債は、銀行業を営む連結子会社が調達した預金であり、主に金利の変動リスク、流動性リスクを有しております。借入金は、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクを有しております。

デリバティブ取引は、銀行業を営む連結子会社において、お客さまの金利や為替のリスク・ヘッジのニーズに対応するため、また、ALM上の金利の変動リスクのコントロール手段等として取り組んでおります。資産・負債の金利変動リスクや為替変動リスク、価格変動リスクをヘッジする手段として、デリバティブ取引を利用することとしております。デリバティブ取引の主な種類として、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、債券先物取引などがあり、これらは金利変動リスク、為替変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等を有しております。

デリバティブの一部取引について、ヘッジ会計を適用しております。

為替変動リスクに対するヘッジについては、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより有効性を評価しております。「金利スワップの特例処理」につきましては、「事後テスト」において引き続き特例の要件を満たしていることを確認しております。

ヘッジ会計の要件を満たしていないデリバティブ取引は、金利変動リスク、為替変動リスク、価格変動リスク及び信用リスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①統合的リスク管理

当社グループは、保有するさまざまな金融資産・負債が晒されているリスクや銀行業務に伴うリスクを総体的に管理するため、「統合的リスク管理」を行っております。具体的には、普通株式等Tier Iを原資にリスクの種類別に資本を配賦した上で、当社グループが保有するリスクを定期的に定量化し、配賦資本を超えないようにコントロールしています。また、定量的に捉えきれないリスクについては、ストレステスト等を実施して、リスクの把握に努めております。

②信用リスクの管理

当社グループは、「グループ信用リスク管理指針」を制定し、適切な個別与信管理と、リスク分散を柱とする与信ポートフォリオ管理を基本方針としております。

審査部門については、営業推進部署から分離し、審査の厳格化を図るとともに、与信先の間接管理の徹底により債権の劣化防止に努めております。

資産の健全性を評価する自己査定では、営業店が格付区分に基づき債務者区分を判定し、本部審査部門（審査所管部）がこれを検証しております。さらに監査部が自己査定結果やプロセスの正確性について監査を実施する体制を敷いております。

有価証券及びデリバティブ取引にかかる信用リスクに関しては、市場部門において、信用情報や時価の把握を常時行うとともに、一般の融資先と同様に、格付を付与し、自己査定を実施しております。

③市場リスクの管理

(i) 市場リスクの管理の体制

当社グループは、ALMによって市場リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM・リスク管理委員会等において決定されたALMに関する方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

市場リスクの計測は、VaR（バリュー・アット・リスク）により行っております。限度額を超過しないよう、アラームポイントを設定し、ALM・リスク管理委員会において、その抵触状況、限度額の遵守状況を月次でチェックする態勢としております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) バンキング勘定の金融商品

(A) 金利変動リスク

当社グループは、貸出金、国内債券、預金、借入金、デリバティブ取引のうちの金利スワップ取引等の円貨金利変動リスクに関するVaR計測にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しております。

また、外国債券や信託受益権、市場性資金取引、デリバティブ取引のうちの金利スワップ取引や通貨スワップ取引等の外貨金利変動リスクに関するVaR計測についても、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しております。

2025年3月31日現在で、銀行業を営む連結子会社の金利変動リスクに関するVaRを単純に合算して算出した当社グループのVaRは59,229百万円です。

(B) 価格変動リスク

当社グループは、上場株式や投資信託等の価格変動リスクに関するVaR計測にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しております。

2025年3月31日現在で、銀行業を営む連結子会社の価格変動リスクに関するVaRを単純に合算して算出した当社グループのVaRは159,063百万円です。なお、金利変動リスクと価格変動リスクの相関は考慮しておりません。

(イ) トレーディング勘定の金融商品

売買目的有価証券、トレーディング目的の外国為替取引やデリバティブ取引（先物取引やオプション取引など）に関するVaR計測にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10日、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しております。

2025年3月31日現在で、銀行業を営む連結子会社のトレーディング勘定のVaRを単純に合算して算出した当社グループのVaRは8百万円となっております。

(ウ) VaRの妥当性について

当社グループでは、モデルが算出するVaRと損益を比較するバックテストの実施により、使用する計測モデルが十分な精度で市場リスクを捕捉していることを確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動に基づき統計的に算出したものであり、通常では考えられないほど市場環境が激変する場合のリスクの大きさは捕捉できない場合があります。

④資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、「グループ流動性リスク管理規程」に基づき、キャッシュ・フローを十分に分析した上で資金繰りを実施するとともに、バランスシート構造、受信状況、担保繰り、流動性維持のためのコスト等に常に注意を払い、資金調達先の多様性及び安定性の確保に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません（(注1) 参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。なお、重要性の乏しい科目については注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	207,322	201,377	△5,944
その他有価証券	3,942,861	3,942,861	—
(2) 貸出金	13,203,113		
貸倒引当金（＊1）	△72,400		
	13,130,712	13,043,987	△86,724
資産計	17,280,896	17,188,226	△92,669
(1) 預金	17,574,529	17,569,933	4,596
(2) 譲渡性預金	350,586	350,586	—
(3) 借入金	1,853,218	1,853,217	0
負債計	19,778,334	19,773,737	4,597
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,174	1,174	—
ヘッジ会計が適用されているもの	25,359	25,359	—
デリバティブ取引計	26,533	26,533	—

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）（＊2）	4,347
組合出資金等（＊3）	58,683

（＊1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）当連結会計年度において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。

（＊3）組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券						
満期保有目的の債券	28,109	40,454	67,189	3,304	133	74,500
うち国債	—	—	50,000	—	—	73,500
地方債	150	1,150	400	—	—	—
社債	27,959	39,304	16,789	3,304	133	1,000
その他有価証券のうち満期があるもの	433,302	391,477	339,528	422,396	473,119	1,558,811
うち国債	200,000	—	55,150	79,000	136,500	708,500
地方債	103,507	220,522	49,262	40,813	69,532	29,984
社債	114,523	72,360	96,389	91,996	27,194	318,147
外国債券	10,176	76,460	63,961	63,219	140,847	458,105
その他	5,095	22,134	74,765	147,366	99,044	44,074
貸出金（＊）	2,826,635	2,161,720	1,854,270	1,173,248	1,279,893	3,471,650
合 計	3,288,047	2,593,653	2,260,988	1,598,950	1,753,146	5,104,962

（＊）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない150,488百万円、期間の定めのないもの285,205百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金 (*)	16,544,980	806,322	169,901	18,386	34,938	—
譲渡性預金	350,586	—	—	—	—	—
借入金	1,688,149	165,054	3	3	5	0
合 計	18,583,717	971,377	169,905	18,389	34,944	0

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券（＊）				
その他有価証券				
国債	1,119,134	—	—	1,119,134
地方債	—	497,471	—	497,471
社債	—	626,653	61,831	688,484
株式	228,673	15,168	—	243,841
外国債券	134,223	496,962	166,401	797,588
その他	238,040	357,996	—	596,036
デリバティブ取引				
金利関連	—	50,723	—	50,723
通貨関連	—	12,571	—	12,571
債券関連	—	—	—	—
その他	—	—	35	35
資産計	1,720,072	2,057,547	228,268	4,005,888
デリバティブ取引				
金利関連	—	9,050	—	9,050
通貨関連	—	27,710	—	27,710
債券関連	0	—	—	0
その他	—	—	35	35
負債計	0	36,761	35	36,797

（＊）有価証券には、時価算定会計基準適用指針第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は303百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	112,356	—	—	112,356
地方債	—	1,667	—	1,667
社債	—	3,545	83,807	87,353
貸出金	—	—	13,043,987	13,043,987
資産計	112,356	5,213	13,127,795	13,245,365
預金	—	17,569,933	—	17,569,933
譲渡性預金	—	350,586	—	350,586
借入金	—	1,853,217	—	1,853,217
負債計	—	19,773,737	—	19,773,737

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル 2 の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、情報ベンダーやブローカー等が評価した価格、又は将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて算定した価格を時価としております。これらの評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、市場金利、国債利回り、信用スプレッド、デフォルト率、回収率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル 3 の時価に分類しております。

自行保証付私募債は、市場金利に一定の調整を加えた割引金利を用いて算定した割引現在価値にデフォルト率等の信用リスク要因を織り込んで時価を算定しており、当該割引金利及びデフォルト率が観察不能であることからレベル 3 の時価に分類しております。

証券化商品は、情報ベンダー又はブローカー等から入手する評価をもって時価としており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル 3、そうでない場合はレベル 2 の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル3の時価に分類しております。

負 債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。

割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、株価、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び銀行業を営む連結子会社自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2025年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債	現在価値技法	割引金利	0.921－1.431%	1.132%
		デフォルト率	0.030－2.998%	0.197%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2025年3月31日)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、 発行及び 決済の純額	レベル3の 時価への 振替	レベル3の 時価から の振替	期末残高	当期の損益に計 上した額のうち 連結貸借対照表 日において保有 する金融資産及 び金融負債の評 価損益 (*)
		損益に計上 (*)	その他の包括 利益に計上					
有価証券								
その他有価証券								
社債	70,107	0	△195	△8,080	—	—	61,831	—
外国債券	180,914	△2,375	△127	△12,009	—	—	166,401	△2,387
デリバティブ取引								
その他	△0	△0	—	—	—	—	△0	—

(*) 連結損益計算書の「有価証券利息配当金」「その他業務収益」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループでは銀行業を営む連結子会社のミドル部門及びバック部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めております。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

自行保証付私募債の時価算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引金利及びデフォルト率であります。一般に、これらのインプットの著しい上昇（低下）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせます。

(税効果会計関係)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.51%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金負債は135百万円増加し、その他有価証券評価差額金は90百万円減少し、繰延ヘッジ損益は374百万円減少し、退職給付に係る調整累計額は247百万円減少し、法人税等調整額は576百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は228百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	981円17銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	58円38銭

(重要な後発事象)

自己株式の取得

当社は、2025年4月7日付の会社法第370条および当社定款の定めに基づく取締役会の書面決議により、株主還元の充実ならびに資本効率の向上を目的として、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき自己株式を取得することを決議し、以下のとおり実施しております。

1. 取締役会の書面決議による決議内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 45,000,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合4.57%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 23,000,000,000円（上限） |
| (4) 取得期間 | 2025年4月8日～2025年6月20日 |
| (5) 取得の方法 | 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を含む市場買付 |

2. 上記決議に基づく自己株式の取得状況（2025年4月30日現在）

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 取得した株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得した株式の総数 | 28,572,800株 |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 15,664,343,153円 |

- (4) 取得期間 2025年4月8日～2025年4月30日
- (5) 取得の方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を含む市場買付

（ストック・オプション関係）

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第7回新株予約権（注1）	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第9回新株予約権（注1）
付与対象者の区分及び人数 （注2）	株式会社常陽銀行の取締役 10名	株式会社常陽銀行の取締役 10名
株式の種類別のストック・ オプションの付与数（注3）	普通株式 39,241株	普通株式 40,656株
付与日（注4）	2013年7月18日	2014年7月18日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない	権利確定条件は付されていない
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない	対象勤務期間の定めはない
権利行使期間	2016年10月1日から2043年7月18日	2016年10月1日から2044年7月18日

	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第11回新株予約権（注1）	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 （注2）	株式会社常陽銀行の取締役 10名	当社、株式会社常陽銀行、株式会社足利銀行の取締役 29名
株式の種類別のストック・ オプションの付与数（注3）	普通株式 40,041株	普通株式 142,176株
付与日（注4）	2015年7月17日	2016年12月6日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない	権利確定条件は付されていない
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない	対象勤務期間の定めはない
権利行使期間	2016年10月1日から2045年7月17日	2016年12月7日から2046年12月6日

	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第15回新株予約権	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第16回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社常陽銀行、株式会社足利銀行の取締役 29名	株式会社常陽銀行の執行役員 16名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注3）	普通株式 135,990株	普通株式 62,024株
付与日	2017年8月9日	2017年8月9日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない	権利確定条件は付されていない
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない	対象勤務期間の定めはない
権利行使期間	2017年8月10日から2047年8月9日	2017年8月10日から2047年8月9日

	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第17回新株予約権	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第18回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社常陽銀行、株式会社足利銀行の取締役 24名	株式会社常陽銀行、株式会社足利銀行の執行役員 34名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注3）	普通株式 127,508株	普通株式 147,282株
付与日	2018年8月14日	2018年8月14日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない	権利確定条件は付されていない
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない	対象勤務期間の定めはない
権利行使期間	2018年8月15日から2048年8月14日	2018年8月15日から2048年8月14日

	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第19回新株予約権	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第20回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社常陽銀行、株式会社足利銀行の取締役 23名	当社、株式会社常陽銀行、株式会社足利銀行の執行役員 29名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注3）	普通株式 201,104株	普通株式 193,295株
付与日	2019年8月20日	2019年8月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない	権利確定条件は付されていない
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない	対象勤務期間の定めはない
権利行使期間	2019年8月21日から2049年8月20日	2019年8月21日から2049年8月20日

- (注1) 2016年10月1日付の当社と株式会社常陽銀行との株式交換により、同社の新株予約権者に対し、株式交換比率を踏まえ当社の新株予約権を割当て交付したものであります。
- (注2) 付与対象者の区分及び人数は、株式会社常陽銀行における付与日時点のものであります。
- (注3) 株式数に換算して記載しております。
- (注4) 付与日は、株式会社常陽銀行における当初の付与日であります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第7回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第9回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第11回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第13回新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	4,336	4,492	3,302	14,885
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	4,336	4,492	3,302	14,885

	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第15回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第16回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第17回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第18回新株予約権
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	15,599	3,692	32,498	4,137
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	3,692	—	4,137
失効	—	—	—	—
未行使残	15,599	—	32,498	—

	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第19回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第20回新株予約権
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	59,997	13,090
権利確定	—	—
権利行使	—	13,090
失効	—	—
未行使残	59,997	—

②単価情報

	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第7回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第9回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第11回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第13回新株予約権
権利行使価格（円）	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	518	500	680	345

	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第15回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第16回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第17回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第18回新株予約権
権利行使価格（円）	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	—	498	—	498
付与日における公正な評価単価（円）	360	390	319	348

	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第19回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第20回新株予約権
権利行使価格（円）	1	1
行使時平均株価（円）	—	498
付与日における公正な評価単価（円）	179	206

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

第9期株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	117,495	25,276	401,510	426,786	4,097	94,427	98,525
当期変動額							
剰余金の配当						△13,094	△13,094
当期純利益						32,028	32,028
自己株式の取得							
自己株式の処分			2	2			
自己株式の消却			△18,597	△18,597			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	△18,594	△18,594	－	18,934	18,934
当期末残高	117,495	25,276	382,916	408,192	4,097	113,361	117,459

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△317	642,490	43	642,533
当期変動額				
剰余金の配当		△13,094		△13,094
当期純利益		32,028		32,028
自己株式の取得	△20,001	△20,001		△20,001
自己株式の処分	123	125		125
自己株式の消却	18,597	－		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△5	△5
当期変動額合計	△1,280	△940	△5	△946
当期末残高	△1,598	641,549	37	641,587

■ 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

＜重要な会計方針に係る事項に関する注記＞

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員（執行役員を含む）への賞与の支払いに備えるため、役員（執行役員を含む）に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. グループ通算制度の適用

当社を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。

＜貸借対照表に関する注記＞

1. 関係会社に対する金銭債権

4,598百万円

2. 関係会社に対する金銭債務

90,006百万円

<損益計算書に関する注記>

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 34,071百万円

営業費用 1,261百万円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益 4百万円

営業外費用 337百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	852	31,943	30,218	2,578	(注)

(注) 自己株式数の増加及び減少は次のとおりです。

自己株式の買付による増加31,941千株、単元未満株の買取請求による増加2千株。

単元未満株の買増請求による減少0千株、譲渡制限付株式としての自己株式の処分による減少197千株、ストック・オプションの権利行使による減少20千株、自己株式消却による減少30,000千株。

<税効果会計に関する注記>

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式 36,114百万円

税務上の繰越欠損金 797百万円

その他 74百万円

繰延税金資産小計 36,986百万円

評価性引当額 △36,936百万円

繰延税金資産合計 50百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

＜関連当事者との取引に関する注記＞

子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 常陽銀行	茨城県 水戸市	85,113	銀行業	所有 直接100	経営管理等・ 役員の兼任	資金の借入	35,000	関係会社 長期借入金	35,000
							借入金利息の支払	131	—	—
							配当金の受取	23,000	—	—
							経営管理手数料 の受入	840	—	—
							出向者負担金の 支払	679	—	—
	株式会社 足利銀行	栃木県 宇都宮市	135,000	銀行業	所有 直接100	経営管理等・ 役員の兼任	預金の預入	6,602	現金及び預金	4,371
							預金利息の受取	4	—	—
							資金の借入	55,000	関係会社 長期借入金	55,000
							借入金利息の支払	206	—	—
							配当金の受取	8,300	—	—
							経営管理手数料 の受入	552	—	—
							出向者負担金の 支払	491	—	—

- (注) 1. 預金の預入及び資金の借入の取引金額については、期中平均残高を記載しております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方法等
- (1) 預金取引の金利条件については、預入時における店頭金利を適用しております。
- (2) 借入金については、返済条件は借入期間が5年で無担保・期日一括返済方式であり、一般の取引先と同様、市場金利動向等を勘案のうえ、利率を合理的に決定しております。
- (3) 経営管理手数料の取引条件は、経営管理の負担度合を勘案して決定しております。
- (4) 出向者負担金の支払は、出向元の給与水準に基づいた実費相当額としております。
3. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

＜1株当たり情報に関する注記＞

1. 1株当たり純資産額 651円66銭
2. 1株当たり当期純利益金額 32円11銭

<重要な後発事象に関する注記>

自己株式の取得

当社は、2025年4月7日付の会社法第370条および当社定款の定めに基づく取締役会の書面決議により、株主還元の充実ならびに資本効率の向上を目的として、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき自己株式を取得することを決議し、以下のとおり実施しております。

1. 取締役会の書面決議による決議内容

- (1) 取得する株式の種類 普通株式
- (2) 取得する株式の総数 45,000,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合4.57%）
- (3) 株式の取得価額の総額 23,000,000,000円（上限）
- (4) 取得期間 2025年4月8日～2025年6月20日
- (5) 取得の方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を含む市場買付

2. 上記決議に基づく自己株式の取得状況（2025年4月30日現在）

- (1) 取得した株式の種類 普通株式
- (2) 取得した株式の総数 28,572,800株
- (3) 株式の取得価額の総額 15,664,343,153円
- (4) 取得期間 2025年4月8日～2025年4月30日
- (5) 取得の方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を含む市場買付